

令和 6 年長浜市議会定例会

令和 7 年 3 月定例会議会

提案議案概要

2 月 1 4 日送付

4 1 議案

- ・ 当初予算 9 議案
- ・ 補正予算 7 議案
- ・ 条例 1 9 議案
- ・ その他議案 6 議案

予算関係

【当初予算】 9 件

- 議案第 8 号 令和 7 年度長浜市一般会計予算
議案第 9 号 令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計予算
議案第 10 号 令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第 11 号 令和 7 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算
議案第 12 号 令和 7 年度長浜市介護保険特別会計予算
議案第 13 号 令和 7 年度長浜市休日急患診療所特別会計予算
議案第 14 号 令和 7 年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 15 号 令和 7 年度長浜市病院事業会計予算
議案第 16 号 令和 7 年度長浜市公共下水道事業会計予算

【補正予算】 7 件

- 議案第 17 号 令和 6 年度長浜市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 18 号 令和 6 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 19 号 令和 6 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 20 号 令和 6 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 21 号 令和 6 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 22 号 令和 6 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 23 号 令和 6 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

条例関係

所管課	内 容
人事課	<u>議案第 24 号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</u> 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、地方公務員法の一部を改正する法律が一部改正されることに伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 引用条項のずれの整理 【改正条例】 (1) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和 4 年長浜市条例第 31 号） (2) 長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年長浜市条例第 37 号） (3) 長浜市職員退職手当条例等の一部を改正する条例（令和 4 年長浜市条例第 38 号） 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日

人事課	議案第 25 号 長浜市事務分掌条例の一部改正について 本市の豊かな歴史文化の価値と魅力を効果的に発信していく組織体制として、史跡整備や資料収集保存との連携強化を図るため、部の分掌事務を見直すことについて、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 文化財の保護に関する事務を産業観光部の分掌とする。（現行：市民協働部） 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日																		
人事課	議案第 26 号 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【主な改正内容】 (1) 超過勤務の免除の対象となる職員範囲の見直し 現行：3 歳未満の子のある職員 改正後：小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (2) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等の規定の追加 ① 介護に直面した旨を申し出た職員に対する、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認 ② 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供 ③ 職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等） 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日																		
人事課	議案第 27 号 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について 令和 6 年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告等を踏まえ、本市職員の給与改定を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。 【主な改正内容】 (1) 一般職員の給与改定 ① 給料表の号俸を見直し、各級の初号の額を引き上げる。 ② 地域手当の支給割合を 3% から 4% へ引き上げる。 <table><tr><td>現行</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度以降</td></tr><tr><td>3%</td><td>3%</td><td>4%</td></tr></table> ③ 扶養手当を以下のとおり改定する。 <table><tr><td>扶養親族</td><td>現行</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度以降</td></tr><tr><td>配偶者</td><td>6, 500 円</td><td>3, 000 円</td><td>廃止</td></tr><tr><td>子（1 人あたり）</td><td>10, 000 円</td><td>11, 500 円</td><td>13, 000 円</td></tr></table> ④ 通勤手当の支給限度額を 5. 5 万円から 15 万円に引き上げる。新幹線等の特	現行	令和 7 年度	令和 8 年度以降	3%	3%	4%	扶養親族	現行	令和 7 年度	令和 8 年度以降	配偶者	6, 500 円	3, 000 円	廃止	子（1 人あたり）	10, 000 円	11, 500 円	13, 000 円
現行	令和 7 年度	令和 8 年度以降																	
3%	3%	4%																	
扶養親族	現行	令和 7 年度	令和 8 年度以降																
配偶者	6, 500 円	3, 000 円	廃止																
子（1 人あたり）	10, 000 円	11, 500 円	13, 000 円																

	別料金も支給限度額の範囲内で全額支給する。 ⑤単身赴任手当の支給要件を拡大し、採用時から支給を可能とする。 ⑥管理職員特別勤務手当の対象となる時間帯を以下のとおり改正する。 現行：午前 0 時～午前 5 時 改正後：午後 10 時～午前 5 時 ⑦再任用された職員への住居手当の支給を可能とする。 (2) 特定任期付職員の給与改定 特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給する。 (3) 会計年度任用職員の給与改定 一般職員の給与改定を踏まえて、給料月額を引き上げる。 【改正条例】 ・長浜市職員の給与に関する条例 ・長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年長浜市条例第 37 号） ・長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日
税務課	<u>議案第 28 号 長浜市税条例の一部改正について</u> 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（以下「デジタル社会形成基本法等の一部改正法」という。令和 6 年 6 月 7 日公布）による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 引用条項のずれの整理 【施行日】 デジタル社会形成基本法等の一部改正法に規定する施行の日 （公布の日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日）
建築課 都市計画課	<u>議案第 29 号 長浜市手数料条例の一部改正について</u> 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法等の改正と、宅地造成及び特定盛土等規制法の経過措置期間の終了に伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【主な改正内容】 (1) 建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料の改定 ・建築物に省エネ基準適合が義務付けられることに伴う審査手数料等の追加

	・許認可等の手数料について、県内で同様の事務を行っている特定行政庁（所管行政庁）間で同額となるよう見直し (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく法規制が開始されることを受けた権限移譲事務に係る手数料の追加等 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日
保険年金課	議案第 30 号 長浜市国民健康保険条例の一部改正について 国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得基準の見直しを行うため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 (1) 国民健康保険料の賦課限度額の見直し 中間所得層の保険料負担の軽減を図るため、賦課限度額を引き上げる。 [賦課限度額] (現行) 106 万円 ⇒ (改正後) 109 万円 (内訳) 基礎賦課限度額 65 万円 ⇒ 66 万円 (+1 万円) 後期支援金限度額 24 万円 ⇒ 26 万円 (+2 万円) ※介護納付金賦課分は変更なし (2) 軽減判定所得算定基準の見直し 国の経済動向等を踏まえ、低所得者に係る保険料の軽減基準となる判定所得算定基準を引き上げる。 (現 行) 5 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (<u>29.5 万円</u> × 被保険者数) 2 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (<u>54.5 万円</u> × 被保険者数) (改正後) 5 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (<u>30.5 万円</u> × 被保険者数) 2 割軽減：基礎控除額 (43 万円) + (<u>56 万円</u> × 被保険者数) 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日
しょうがい福祉課	議案第 31 号 長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部改正について 本庁舎等における開庁時間の短縮にあわせて、長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センターの開所時間を短縮するため、本市条例の一部を改正するものです。 【主な改正内容】 開所時間 (現行) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (改正後) 午前 9 時から午後 4 時 45 分 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日

下水道施設課	<u>議案第 32 号 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部改正について</u> 令和 6 年長浜市条例第 36 号で用途を廃止することとしていた農業集落排水処理施設の廃止時期を延期するため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 ・ 常喜本庄地区農業集落排水処理施設の廃止を延期する 廃止日：令和 7 年 3 月 1 日 → 延期（未定） 【施行日】 公布の日
下水道施設課	<u>議案第 33 号 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について</u> 第 2 次長浜市下水道ビジョンに基づき、公共下水道に接続する農業集落排水処理施設の用途を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。 【廃止する施設】 八条地区農業集落排水処理施設 泉国友郷地区農業集落排水処理施設 山本地区農業集落排水処理施設 丁野・二俣地区農業集落排水処理施設 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日
住宅課	<u>議案第 34 号 長浜市市営住宅条例の一部改正について</u> 施設が老朽化した市営住宅南小足団地の用途を廃止するため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 ・ 市営住宅南小足団地の削除 ・ 市営住宅の所在地等の表示内容の整理 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日

防災危機管理課	議案第 35 号 長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部改正について 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に合わせて、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 退職報償金支給額表の勤務年数区分に「35 年以上」を追加する。 改正後の退職報償金支給額表（30 年未満までの区分は変更がないため省略） <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="2">勤務年数</th></tr><tr><th>30 年以上 35 年未満</th><th>35 年以上</th></tr><tr><td>団長</td><td>979, 000 円</td><td>1, 079, 000 円</td></tr><tr><td>副団長</td><td>909, 000 円</td><td>1, 009, 000 円</td></tr><tr><td>分団長</td><td>849, 000 円</td><td>949, 000 円</td></tr><tr><td>副分団長</td><td>809, 000 円</td><td>909, 000 円</td></tr><tr><td>部長及び班長</td><td>734, 000 円</td><td>834, 000 円</td></tr><tr><td>団員</td><td>689, 000 円</td><td>789, 000 円</td></tr></table> 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日	階級	勤務年数		30 年以上 35 年未満	35 年以上	団長	979, 000 円	1, 079, 000 円	副団長	909, 000 円	1, 009, 000 円	分団長	849, 000 円	949, 000 円	副分団長	809, 000 円	909, 000 円	部長及び班長	734, 000 円	834, 000 円	団員	689, 000 円	789, 000 円
階級	勤務年数																							
	30 年以上 35 年未満	35 年以上																						
団長	979, 000 円	1, 079, 000 円																						
副団長	909, 000 円	1, 009, 000 円																						
分団長	849, 000 円	949, 000 円																						
副分団長	809, 000 円	909, 000 円																						
部長及び班長	734, 000 円	834, 000 円																						
団員	689, 000 円	789, 000 円																						
未来こども若者課	議案第 36 号 ふるさと長浜寄附条例の一部改正について 長浜市未来こども若者計画の策定に合わせ、ふるさと納税による寄附金を積極的に活用し、こども若者施策をより効果的に推進するため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 (1) 寄附者が指定する事業の区分に「こども若者が活躍する機会・場所・仕組みを創出する事業」を追加 (2) (1) の寄附金の積立先を「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金」とする。 (3) 長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金条例の改正 ・ 寄附金を積み立てる規定を追加 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日																							
長浜病院総務課	議案第 37 号 長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について 令和 6 年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告等を踏まえた長浜市職員に適用する関係条例の改正に合わせ、長浜市病院事業職員について定める本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 (1) 扶養手当の支給対象となる扶養親族から配偶者を削除する。 (2) 地域手当として給料等に乗じる割合を 3%以内から 4%以内に改める。																							

	(3) 通勤手当の支給対象となる手段が新幹線などにも拡充されるため改める。 (4) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へ住居手当を支給できるように改める。 【施行日】 (1) (2) 令和 8 年 4 月 1 日 (3) (4) 令和 7 年 4 月 1 日
人事課	議案第 38 号 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 公務の能率的運営を確保するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 5 条に規定する任期付短時間勤務職員を採用することができるよう、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 (1) 短時間勤務職員の採用に関する規定の追加 (2) 短時間勤務職員に係る関係条例の改正 ・ 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・ 長浜市職員の育児休業等に関する条例 ・ 長浜市職員の給与に関する条例 ・ 長浜市職員退職手当条例 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日
政策デザイン課 市民活躍課 こども家庭支援課	議案第 39 号 長浜市附属機関設置条例の一部改正について 附属機関の所掌事務等の変更を行うため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容及び趣旨】 (1) 「長浜市地域経営改革会議」の削除 趣旨：次期総合計画策定に向けて令和 7 年度から審議する「長浜市総合計画審議会」に、総合計画の行財政運営及び行政改革の推進を担う「長浜市地域経営改革会議」を統合し、より効率的かつ効果的な運用を図るため。 (2) 「長浜市市民活動団体支援事業審査会」を「長浜市市民協働事業審査会」に改称 趣旨：令和 4 年度の制度見直し以前に審査会にて選定された市民活動団体支援事業についての経過措置が終了するため。 (3) 「長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会」を「長浜市要保護児童並びにDV被害者及び困難女性支援対策地域協議会」に改称 趣旨：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定により設置が努力義務とされた支援調整会議について所掌事務に追加するため。 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日

長寿推進課	議案第 40 号 長浜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、地域包括支援センターに配置すべき 3 職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）の柔軟な職員配置を可能とするため、本市条例の一部を改正するものです。 【主な改正内容】 (1) 複数の地域包括支援センターを一つとみなして必要な員数（第 1 号被保険者 6, 000 人ごとに 3 職種各 1 名）を基準として、各地域包括支援センターにおいては 3 職種のうち 2 職種以上を配置すれば、配置基準を満たすものとする。 (2) 非常勤であっても、複数人で各職種に必要な員数の勤務時間数を満たすことで、定められた員数が配置されたとみなすことを可能とする。 【施行日】 公布の日												
下水道総務課	議案第 41 号 長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 長浜市公共下水道事業計画の変更に伴い、同計画に定める項目を引用する本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 <table><tr><td></td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>排水区域面積</td><td>4, 753. 9 ヘクタール</td><td>5, 026. 9 ヘクタール</td></tr><tr><td>排水人口</td><td>10 万 6, 830 人</td><td>10 万 5, 480 人</td></tr><tr><td>1 日最大処理能力</td><td>6 万 4, 087 立方メートル</td><td>6 万 3, 466 立方メートル</td></tr></table> 【施行日】 公布の日		改正前	改正後	排水区域面積	4, 753. 9 ヘクタール	5, 026. 9 ヘクタール	排水人口	10 万 6, 830 人	10 万 5, 480 人	1 日最大処理能力	6 万 4, 087 立方メートル	6 万 3, 466 立方メートル
	改正前	改正後											
排水区域面積	4, 753. 9 ヘクタール	5, 026. 9 ヘクタール											
排水人口	10 万 6, 830 人	10 万 5, 480 人											
1 日最大処理能力	6 万 4, 087 立方メートル	6 万 3, 466 立方メートル											
下水道総務課	議案第 42 号 長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例の一部改正について 令和 3 年度に受益者負担金制度を見直し工事負担金制度に変更しており、変更前に賦課済であった受益者負担金の徴収業務が終了したことに伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 受益者負担金の徴収事務に関する規定の削除 【施行日】 令和 7 年 4 月 1 日												

その他の事件関係

所管課	内 容				
総務課	議案第 43 号 字の区域及び名称の変更について				
	地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、字の区域及び名称を変更することについて、議会の議決を求めるものです。				
	変更前			変更後	
	町	字	地番	町	字
	室町	城居立	80、87、88 の一部、88 の 1、89、89 の 1、90、90 の 1、91	室町	
		四十村	96 から 98 まで、98 の 1、98 の 2、99 の 1、99 の 2、100 の 1 から 100 の 4 まで、101 の 1 から 101 の 4 まで、102、103 の 1、103 の 2、104 の 1 から 104 の 3 まで、105 の 1 から 105 の 3 まで		
		南今五郎	106 の 2、106 の 5 から 106 の 8 まで、107 の 1、107 の 8、108 の 1、109 の 1、110 の 1、111、112 の 1、113 の 1		
		宮田	115 の 1、116、116 の 1、117、118 の 1、119、120 の 1、121 の 3 から 121 の 5 まで、122 の 1、123 の 1、124 の 1、124 の 9		
		東今五郎	125 の 1 から 125 の 6 まで、126 の 1 から 126 の 5 まで、127、127 の 1 から 127 の 3 まで、128、128 の 1 から 128 の 5 まで、129、129 の 1 から 129 の 4 まで、130、130 の 1 から 130 の 6 まで、131 の 1 から 131 の 5 まで、132、132 の 1 から 132 の 4 まで、133 の 1 から 133 の 4 まで、134、134 の 1 から 134 の 3 まで		
		大町	135 の 1 から 135 の 3 まで、136 の 1、136 の 2、137 の 1、137 の 2、138 の 1、138 の 2、139 の 1、139 の 2、140 の 1 から 140 の 3 まで、141 の 1、141 の 2、142 の 1 から 142 の 3 まで、143 の 1 から 143 の 3 まで、143 の 6、143 の 8 から 143 の 11 まで		
		中井戸	334、334 の 4、334 の 6 から 334 の 10 まで、335、335 の 1 から 335 の 5 まで、336 の一部、336 の 1 から 336 の 4 まで、337 の 3 の一部、337 の 4、337 の 5、338、338 の 3、338 の 4、339 の 1 から 339 の 5 まで、339 の 7、340 の 1 から 340 の 5 まで、341、341 の 1 から 341 の 3 まで、342、342 の 1 から 342 の 4 まで、343、343 の 1 から 343 の 5 まで、344		
		猫土	368 から 374 まで、374 の 1 から 374 の 3 まで、375 から 383 まで、385 から 390 まで、390 の 1、391、392、392 の 1、393 か		

	<table><tr><td></td><td>ら 395 まで、395 の 1 から 395 の 3 まで</td><td></td><td></td></tr><tr><td>薬師堂</td><td>401 の 5、402 の 5、403 の 4、404 の 5、405 の 5</td><td></td><td></td></tr></table> 上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。		ら 395 まで、395 の 1 から 395 の 3 まで			薬師堂	401 の 5、402 の 5、403 の 4、404 の 5、405 の 5																					
	ら 395 まで、395 の 1 から 395 の 3 まで																											
薬師堂	401 の 5、402 の 5、403 の 4、404 の 5、405 の 5																											
農業振興課	議案第 44 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 2 年議案第 65 号及び令和 4 年議案第 46 号で議決を得て指定した湖北みずどりステーションの指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。 【変更事項】 指定期間の変更 変更前：令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 変更後：令和 2 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで																											
文化観光課	議案第 45 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 4 年議案第 124 号で議決を得て指定した己高庵の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。 【変更事項】 指定期間の変更 変更前：令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 変更後：令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで																											
環境保全課	議案第 46 号 財産の譲渡について 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、自治会の用に供するため、次のとおり財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。 【譲渡の相手方】 長浜市木之本町木之本 816 番地 1 認可地縁団体 木之本自治会 代表者 藤田 喜代隆 【譲渡する財産】 <table><tr><td>建物</td><td>所在地</td><td>長浜市木之本町木之本字箱柳 127 番</td></tr><tr><td></td><td>構造</td><td>木造 平屋建</td></tr><tr><td></td><td>延床面積</td><td>6.25 ㎡</td></tr></table> 土地 <table><tr><td>所在</td><td>地目</td><td>面積（㎡）</td></tr><tr><td>長浜市木之本町木之本字箱柳 123 番</td><td>畑</td><td>300</td></tr><tr><td>長浜市木之本町木之本字箱柳 124 番</td><td>畑</td><td>92</td></tr><tr><td>長浜市木之本町木之本字箱柳 129 番</td><td>畑</td><td>224</td></tr><tr><td>長浜市木之本町木之本字箱柳 130 番</td><td>畑</td><td>300</td></tr><tr><td>長浜市木之本町木之本字箱柳 144 番</td><td>畑</td><td>115</td></tr></table>	建物	所在地	長浜市木之本町木之本字箱柳 127 番		構造	木造 平屋建		延床面積	6.25 ㎡	所在	地目	面積（㎡）	長浜市木之本町木之本字箱柳 123 番	畑	300	長浜市木之本町木之本字箱柳 124 番	畑	92	長浜市木之本町木之本字箱柳 129 番	畑	224	長浜市木之本町木之本字箱柳 130 番	畑	300	長浜市木之本町木之本字箱柳 144 番	畑	115
建物	所在地	長浜市木之本町木之本字箱柳 127 番																										
	構造	木造 平屋建																										
	延床面積	6.25 ㎡																										
所在	地目	面積（㎡）																										
長浜市木之本町木之本字箱柳 123 番	畑	300																										
長浜市木之本町木之本字箱柳 124 番	畑	92																										
長浜市木之本町木之本字箱柳 129 番	畑	224																										
長浜市木之本町木之本字箱柳 130 番	畑	300																										
長浜市木之本町木之本字箱柳 144 番	畑	115																										

長寿推進課	<u>議案第 47 号 財産の貸付けについて</u> 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のサービス提供量を確保し地域福祉の維持向上を図るため、次のとおり財産を無償貸付けすることについて、議会の議決を求めるものです。 【貸付けの相手方】 長浜市野瀬町 743 番地 株式会社幸和介護 代表取締役 野瀬 真孝 【貸付けする財産】 所在地 長浜市野瀬町字芋ノ森 743 番 1 外 7 筆 種類 建物 構造 鉄骨造 平屋建 延床面積 517.79 ㎡ 【貸付けの期間】 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
総務課	<u>議案第 48 号 損害賠償の額を定めることについて</u> 地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。 内容：令和 6 年 9 月 6 日、長浜市永久寺町地先にて発生した車両同士の事故により、公用車（リース車両）が全損したため、賃貸借契約の相手方に賠償金を支払うもの。 損害賠償の額：1,687,592 円

報告関係

○指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告

(1) 損害賠償の額を定めることについて 4 件

- ・ 職員の除草作業における物損事故（1 件）
- ・ 支払遅延による延滞金（1 件）
- ・ 公用車による物損事故（2 件）

(2) 工事請負契約の変更について 4 件

- ・ 浅井中学校南校舎長寿命化改修工事（建築）
- ・ 神照小学校北校舎長寿命化改修工事（建築）
- ・ 市民庭球場再整備工事
- ・ 湖北中学校南校舎等長寿命化改修工事（建築）

(3) 緊急的に必要となった経費（降雪に伴う除排雪）に係る歳入歳出予算の補正

令和 6 年度長浜市一般会計補正予算（第 8 号） 100,000 千円

○令和 7 年度徴収計画について

○令和 7 年度徴収計画について（病院事業）

第17号 令和6年度長浜市一般会計補正予算(第9号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	61,685,588	12,605,391	3,531,900	5,108,331	40,439,966
3月補正予算額(第9号)	975,077	257,385	△ 89,300	△ 17,092	824,084
					普通交付税:1,097,688 特例交付金:23,602 減債基金:△232,544 臨時財政対策債:△74,926 諸収入:10,264
補正後予算額	62,660,665	12,862,776	3,442,600	5,091,239	41,264,050

1. 補助採択等によるもの

383,949

○戸籍住民基本台帳管理事務経費	戸籍振り仮名通知郵送料	6,375【国:6,375】
○農業経営支援事業	担い手確保・経営強化支援事業補助金(1経営体)	30,000【県:30,000】
○農業用施設等維持管理事業	細江地区排水路改修工事	6,000【県:1,500】
○農業用施設整備等助成事業	水利施設電気代高騰分の補助	3,455【県:3,455】
○土地改良事業	ため池廃池工事(1池) ため池廃池測量設計業務の減額	7,723【県:7,723】 △ 3,722【県:△2,723】
○地籍調査事業	地籍調査経費の追加(2地区)	13,468【県:10,101】
○地域整備事業	上丹生地区消雪設備工事	7,000【国:3,958】 【丹生ダム基金:3,042】
○雪寒対策費	市道田部廣瀬線他消雪設備工事	53,000【国:27,090】 【市債:18,000】
○橋梁長寿命化事業	橋梁(川合歩道橋)修繕工事	57,450【国:28,847】 【市債:23,600】
○小学校校舎等維持管理経費	余呉小中学校空調設備更新工事及び 小学校照明設備LED化工事(長浜、木之本)	179,100【国:44,640】 【市債:87,900】
○中学校校舎等維持管理経費	西中学校照明設備LED化工事	24,100【国:8,104】 【市債:15,900】

2. 指定管理施設光熱費高騰対策

39,818

○地域活性化施設管理運営事業	大見いこいの広場指定管理料の追加	1,505
○市民まちづくりセンター管理運営事業	市民まちづくりセンター等指定管理料の追加	8,522
○高齢者福祉施設管理運営事業	福祉ステーション指定管理料の追加	4,836
○勤労者福祉対策事業	長浜勤労者総合福祉センター指定管理料の追加	1,802
○農業農村振興事業	湖北みずどりステーション指定管理料の追加	1,531
○市民文化ホール管理運営事業	長浜文化芸術会館・浅井文化ホール及び 木之本スティックホール指定管理料の追加	13,835
○文化施設管理運営費	長浜市曳山博物館指定管理料の追加	2,350
○スポーツ施設管理運営事業	長浜市民体育館等、浅井地区スポーツ施設及び 神照運動公園指定管理料の追加	5,437

3. 決算見込みに合わせた補正

△ 795,025

○基金への積立	基金利子の積立(11基金) ふるさと寄附金の積立(5基金)	10,379【その他:10,379】 110,000【その他:110,000】
○国県支出金の増減や契約差金等に伴う事業費の減額・財源更正		△ 915,404【国:△117,636】 【県:△54,512】 【市債:△290,100】 【基金:△150,512】 【その他:△128,613】

4. その他の予算措置

1,346,335

○正規職員給与	退職者の増加による退職手当の追加	140,125
○公有財産管理事務経費	公用車リース契約の解約損害金 旧虎姫支所庁舎解体工事	1,688 90,000
○商工振興事務経費	ふるさと寄附事務業務委託料の追加	45,000
○地域振興政策費	旧余呉小学校解体工事	45,571【総合管理基金:45,571】
○教育委員会事務経費	旧余呉小学校プール解体工事	12,949【総合管理基金:12,949】
○介護保険特別会計繰出金	決算見込みに伴う繰出金の追加	49,550
○子ども・子育て支援事業	病児保育事業補助金の追加	8,673【国:2,891】 【県:2,891】 【地域福祉基金:2,891】
○保育所運営支援事業	公定価格の改定に伴う保育所運営委託料の追加	52,552【国:35,784】 【県:10,793】 【負担金:△15,789】
○保育所管理運営事業	公定価格の改定に伴う広域入所施設型給付費の追加	4,872【国:3,324】 【県:1,003】
○認定こども園管理費	公定価格の改定に伴う広域入所施設型給付費の追加	823
○認定こども園運営支援事業	公定価格の改定に伴う施設型給付費の追加	149,954【国:91,253】 【県:27,524】
○生活保護費給付事業	生活保護扶助費の追加	60,000【国:45,000】
○病院事業会計負担金	長浜病院・湖北病院に対する負担金の精算追加	133,138
○土地改良事業	県営かんがい排水事業、県営経営体育成基盤整備事業 及び県営中山間地域総合整備事業に対する負担金の追加	65,826【市債:55,400】 【分担金:1,575】
○農業集落排水事業特別会計繰出金	決算見込みに伴う繰出金の追加	102,712
○地域経済活性化対策事業費	事業所用太陽光発電設備等導入促進補助金	270
○補助道路整備事業	市道南田附東加納線道路改良工事	9,000
○丹生ダム対策事業	丹生ダム対策基金積立金	8,170【負担金:8,170】
○公共下水道事業会計負担金	決算見込みに伴う負担金の追加等	178,704
○都市公園等管理事業	豊公園猿舎解体工事	5,400
○住宅建築改修等支援事業	こども若者次世代住宅新築補助金	42,500
○自主防災体制づくり事業	移動系防災行政無線の更新	6,013
○文化財保護普及事業	大海道遺跡公園トイレ棟解体工事	1,400
○スポーツ施設整備事業	市民庭球場改修工事 森内公園施設解体工事	123,245【県:40,000】 【総合管理基金:83,245】 8,200

【参考】

基金略称	基金名称
丹生ダム基金	丹生ダム対策基金
総合管理基金	公共施設等総合管理基金

■繰越明許費

○公有財産管理事務経費	旧虎姫支所庁舎解体工事	90,000	総務部財政課
○地域振興政策費	旧余呉小学校解体工事	71,784	市民協働部市民活躍課
○教育委員会事務経費	旧余呉小学校プール解体工事	15,996	教育委員会事務局教育総務課
○戸籍住民基本台帳管理事務経費	戸籍振り仮名通知郵送料	6,375	市民生活部市民課
○農業経営支援事業費	担い手確保・経営強化支援事業補助金（1経営体）	30,000	産業観光部農業振興課
○農業用施設等維持管理事業費	北郷里地区内井川改修工事及び細江地区排水路改修工事	26,982	産業観光部田園整備課
○土地改良事業費	ため池廃池工事（1池）	7,723	産業観光部田園整備課
○地籍調査事業費	地籍調査経費（2地区）	23,112	都市建設部建設監理課
○雪寒対策費	市道田部廣瀬線他消雪設備工事	53,000	都市建設部北部建設課

○スマートインター整備事業費	(仮称) 神田SIC整備事業	75,451	都市建設部道路河川課
○補助道路整備事業費	市道南田附東加納線整備事業 市道田部木之本線整備事業	73,384	都市建設部道路河川課・北部建設課
○橋梁長寿命化事業費	留目地区橋梁測量設計委託 橋梁(川合歩道橋)修繕工事他	152,716	都市建設部道路河川課・北部建設課
○地域整備事業費	上丹生地区消雪設備工事	54,398	未来創造部北部政策課
○都市公園等管理事業費	豊公園猿舎解体工事	5,400	都市建設部都市計画課
○補助街路整備事業費	地福寺神照線及び大戊亥山階線整備工事	103,885	都市建設部道路河川課
○住宅建築改修等支援事業費	こども若者次世代住宅新築補助金	23,000	都市建設部住宅課
○小学校校舎等維持管理経費	余呉小中学校空調設備更新工事 小学校照明設備LED化工事(長浜、木之本)	179,100	教育委員会事務局教育総務課
○中学校校舎等維持管理経費	西中学校照明設備LED化工事	24,100	教育委員会事務局教育総務課
○文化財保護普及事業費	大海道遺跡公園トイレ棟解体工事	1,400	市民協働部生涯学習課
○指定文化財等保存整備事業費	指定文化財保存修理補助金(宝厳寺、都久夫須麻神社)	23,583	市民協働部生涯学習課
○スポーツ施設整備事業費	森内公園施設解体工事	8,200	市民協働部文化スポーツ課

■債務負担行為

○己高庵指定管理料(R7)	6,128	産業観光部北部産業振興課
---------------	-------	--------------

特別会計

第18号 長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	決算見込みによる増額等	71,871
第19号 長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	後期高齢者医療広域連合納付金の追加	41,000
第20号 長浜市介護保険特別会計補正予算(第3号)	決算見込みによる増額等	396,928
第21号 長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	決算見込みによる減額等	△ 123,720

企業会計

第22号 長浜市病院事業会計補正予算(第3号)	薬品費等の追加、一般会計負担金等の精算、財源更正	29,135
第23号 長浜市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	一般会計負担金等の精算、決算整理	△ 14,419

令和6年度長浜市一般会計補正予算(第8号)[専決処分]の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	61,585,588	12,605,391	3,531,900	5,108,331	40,339,966
専決補正予算額(第8号)	100,000	0	0	0	100,000 普通交付税:100,000
補正後予算額	61,685,588	12,605,391	3,531,900	5,108,331	40,439,966

1. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの

100,000

○雪寒対策費

除雪作業委託料及び一般職手当等の追加

100,000